

平成27年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	第4回葛飾区行政評価委員会第一分科会
開催日時	平成27年8月4日(火) 午前10時から12時
開催場所	庁議室
出席者	【委員7人】 大石会長、石井委員、金子委員、佐々木委員、西山委員、三宅委員、望月委員 【区側6人】 事務局(経営改革担当課長、事務局職員3人) 介護保険課(介護保険課長、管理係長)

会議概要

1 開会

2 事務事業評価

A委員 : 介護職場は不人気職場と言われており、辞めていく人も多数いる。行政は介護従事者をフォローする施策を打ち出していく必要がある。

介護保険課 : 従業員が安心して働ける環境を事業者と区がどのようにつくっていけるかが課題であると考えている。離職を防ぐのは企業努力によるところが大きい。しかし企業努力の限界を見極めることが困難なため、まずは事業者から話を聞き、現場の実態を把握することが重要であると考えている。

大石会長 : 「介護のしごと大発見」の参加者で採用に至った人に、調査を行うことは困難な作業であったか。

介護保険課 : 事業所の施設長に了解を得たうえで、本人とヒアリングを行った。

大石会長 : 今後、「介護のしごと大発見」の参加者で採用に至った人に、アンケート調査を実施していく予定はあるか。

介護保険課 : 昨年度、参加者にアンケートをとっていなかったため、今年度から実施しようと考えている。また、採用に至った人への追跡調査についても実施を検討していきたい。

大石会長 : 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の中にある「社会福祉法人制度の改革」これは社会福祉法人の機能を強化していく趣旨の改正案と理解してよいか。

介護保険課 : 社会福祉法人がより国民の福祉向上に資することができるよう、その機能を強化することを目的とした改正案である。

大石会長 : 改正案には「介護人材確保に向けた取組の拡大」とあるが、各自治体の介護人材確保の取組みに対し、国等から補助金が交付されるように法改正が行われる可能性もあるということか。

介護保険課 : その可能性もあると考えている。

大石会長 : コストに記載されている都道府県支出金はこの「介護人材雇用促進事業」において補助金が交付されたということか。

介護保険課 : そのとおりである。

B委員 : 昨年度の「介護のしごと大発見」の参加者で、採用に至った3名の方を、今年度の「介護のしごと大発見」に招き、参加に至った経緯や、現在の仕事の実態等について話していただく機会を設けることで、求職者の参考となるのではないか。

介護保険課 : 例えば来場者へのメッセージを書いてもらい、それを配布することも効果的であると考えます。

C委員 : 3名の方への調査では就職を決めた理由として、勤務時間帯、子育て中の方は託児所があること、勤務地が近場であることを挙げており、これらは勤務が継続することの要因にもなるとともに、これらは他の人にも共通して言えることだと思う。

また、昨年度の「介護のしごと大発見」の参加者のうち、5人が採用に至り、そのうち3人が現在も仕事を続けているというのは高い割合であると感じる。

D委員 : すでに退職した2人の就職の理由、退職の理由についても把握しておくことは重要であると考えます。

介護保険課 : 退職した2人からは直接話を聞くことはできなかった。実際にどういう経緯で退職したかという点について、事業所の施設長にも問い合わせたが、自己都合によるとの報告のみで、詳細については回答を得られなかった。

区内に介護事業所は600程度あり、介護保険課には日々、情報が入ってくる。聞くところによると人間関係が原因で退職する例があるとも聞いている。人間関係の問題は行政として関与が難しいところである。業務の進め方、取り決め等についての認識の相違が人間関係の悪化の原因の一つと考えられる。

また、現場の介護職員は専門家としてプライドを持って仕事をしているため、意見の衝突が人間関係を悪化してしまう原因となることもある。解決策として、業務の進め方や、サービスの在り方等を介護人材スキルアップ研修のテーマとすることで、区内事業所で共通認識を持ち、職場内での業務における認識の相違を防ぐことができるのではないかと考えている。

<実績状況（成果）>

A委員：「介護のしごと大発見」の会場を設営するのは当事業の費用に含まれているのか。

介護保険課：そのとおりである。

A委員：「介護のしごと大発見」の開催についてはハローワークや広報かつしかで周知しているのか。

介護保険課：そのとおりである。イベントとしては一日だが、ハローワークとは開催までに重ねて打ち合わせを行っている。また、開催の4か月前から近隣の高校や専門学校、6つのハローワークに対して、「介護のしごと大発見」の開催についてのPRをお願いしている。

E委員：介護人材の雇用を促進していくためには、まずは「介護のしごと大発見」の参加人数を増やすことが重要ではないか。

A委員：「介護のしごと大発見」の昨年度の参加者延べ人数は103名で、今年の参加者目標は200名ということか。

介護保険課：昨年は103名の参加者のうち、43名は午前中に行われた講演会終了後に帰ってしまった。そのため、午後に行われた合同説明会はその残りが参加した。

C委員：合同説明会の参加人数の多寡、開催した時間帯、合同説明会に参加した人へのアンケート調査を実施しているかなどが当事業を評価するにあたってのポイントになると思う。

E委員：「介護のしごと大発見」のチラシに当日のタイムスケジュールを記載するなど、説明会の詳細を表示する工夫をするべきである。

介護保険課：今年のチラシは配布済みであるため、今年からの対応は困難であるが、9月5日号の広報かつしかに掲載予定であり、掲載内容を工夫したい。

E委員：開催日は講演会も予定しているのか。

介護保険課：介護分野の専門家の講演を予定している。雇用保険受給者は、この講演会に参加することで求職活動として認定される。今年度は講演会だけではなく、その後の合同説明会にも参加していただ

けるように工夫しようと考えている。

F 委員 : 介護を担うボランティアを募ることは考えられないか。

介護保険課 : 介護サービスを受けた場合、その費用の一部は自己負担、その残りは介護保険で賄われることになる。受けたサービスに介護保険が適用されるためには介護のサービス事業者からサービスの提供を受けたことが必要となる。

また、そのサービス事業者でなければ介護保険が適用される介護サービスを行ってはならないと規定されている。そのため雇用契約を締結していないボランティアは、介護保険が適用されるサービスを提供することができない。しかし、介護保険の分野ではないが、介護予防に関しては地域のボランティアに担っていただけたところもあるため、多くの地域の方々に担っていただけるような仕組みづくりが進められている。

D 委員 : 今年の「介護のしごと大発見」の開催時間は平日の午後1時から4時としているが、失業者の参加を前提として、開催日時を設定しているのか。

介護保険課 : 昨年は土曜日で開催したが、平日のほうが多くの参加者が見込めるというハローワークからの助言を受け、今年は平日開催とした。

D 委員 : 現在、介護事業所で働いている人の中にはより良い条件で働きたいと考えている人もいる。そのような人は平日では参加できないと思う。

介護保険課 : 「介護しごと大発見」は多くの区内の事業者が同会場でブースを設けるため、そのような目的での参加者は少ないと考えている。

A 委員 : 就職活動中の福祉専門学校等の生徒の参加も想定しているのか。

介護保険課 : 想定している。

A 委員 : 区内に福祉系の専門学校はあったか。

介護保険課 : 専門学校はないが、都内の全専門学校には、チラシ・ポスターを配布し周知を図っている。

大石会長 : チラシは今年も10,000枚配布するのか。

介護保険課 : そのとおりである。

B 委員 : 小中学生の保護者の中には、子育てが一段落した段階で再度就労したいと考える人も多い。そのような人に「介護のしごと大発見」に参加してもらえるよう、保育園や小学校、中学校にもポスターを張り出して、周知することも必要ではないか。

介護保険課 : ポスターは区内広報掲示版に貼り出しているが、各学校の正門

前にある掲示板にも貼り出すことができないか検討していこうと思う。

<実績状況（コスト）>

E委員 : かつしかFMで広報はしているのか。

介護保険課 : かつしかFMだけでなく、公式フェイスブック、ツイッターでも広報している。

D委員 : JCNコアラかつしかで広報はしていくのか。

介護保険課 : 情報提供はする予定であるが、現時点では取り扱ってもらえるかは不透明である。取り組みを広報できる媒体があれば、積極的に活用していきたいと考えている。

大石会長 : 今後チラシに予算をかけて内容を充実させていくという考えはあるのか。

介護保険課 : ページ数を増やし、当日のタイムスケジュールなどの情報を載せたり、雰囲気を知っていただくために写真などを載せるなど、チラシの内容を充実させたいと考えている。

E委員 : 取り組みの周知にはもっとコストをかけても良いと考える。

F委員 : 広報かつしかで取り上げる際もインパクトのある周知をしてほしい。

<今後の方向性>

C委員 : 「介護のしごと大発見」への参加がきっかけで就職した3名に了解を取ったうえで、参加した感想や現状などについてメッセージをいただき、広報かつしかに掲載するのはどうか。現在の求職者にとって有益な情報になるばかりでなく、「介護のしごと大発見」の参加者の増加にもつながると考える。

大石会長 : 提案を受けて主管課としてはどのように考えるか。

介護保険課 : 本人の了解をいただけるかという問題はあるが、取り組んでみる価値はあると思う。

C委員 : 掲載するのは広報かつしかではなくても、「介護のしごと大発見」のチラシでも効果的であると思う。

介護保険課 : 今年度「介護のしごと大発見」に出展する事業者には、説明会で採用に至った3人の情報は伝えようと思う。

C委員 : 合同説明会の各ブースで事業者が説明を行う際、必須事項などを事業者に伝えているのか。

介護保険課 : 掲示物についてなどの基本的な指示は出すが、説明の内容については特に指示は出していない。

C委員 : 説明内容について、行政が必須事項を定め、事業者の説明をしてもらうのはどうか。

D委員 : 給与面や待遇面は求職者が気になる点であると思う。

A委員 : 就職すれば資格を取得できるなどの魅力を説明することなどが考えられるのではないか。

介護保険課 : 各事業者には、「介護のしごと大発見」での求人条件は資格や年齢は問わないとする旨を伝えている。さらにその点はチラシやポスターでも周知していくべきことであると考えている。

区内には介護資格を取るための助成制度はない。他区では助成をしている区もあるが、それは介護の仕事に就職するための対策ではなく、介護の仕事に定着させるための対策であり、介護職員主任者研修を受講する費用の助成等を行っている。

E委員 : 実際に各ブースで説明する事業者の採用意欲は重要であり、そのためには事業者の意気込みを感じられるような会場づくりを行うことが大事である。

介護保険課 : 今年度の「介護のしごと大発見」に参加する 35 社が決まった。今年度はより多くの事業所に参加してもらえよう、法人単位で参加してもらうこととした。ハローワークから 35 社に対して説明会を行ったが、ハローワークの担当者もその中で同様の内容を話していた。

また、今年度は会場のテクノプラザかつしかの入り口に事業者のPR情報などを貼り出すことも予定している。

A委員 : その費用はどこに計上されるのか。

介護保険課 : 会場設営の委託料に含まれている。

大石会長 : 葛飾区は資格取得に関する費用の一部助成等を行っていないが、この点についてはどのように考えているか。

介護保険課 : 介護職員初任者研修受講費助成として他区では5～6万円ほどの助成をしている。この研修を修了すれば、介護保険が適用されるサービスを提供する一定の業務に携わることができる資格となる。そこから自身の努力によりケアマネージャーや介護福祉士の国家資格につながっていく、最初の入り口にもなるものである。

大石会長 : 今後葛飾区では助成を行う予定はあるか。

介護保険課 : まだ検討段階ではあるが、助成をすることも有効な手段のひとつであると考え。ただし、助成を受けた人は助成を受けてから3年以上、区内の介護事業所で介護サービスに従事することなどの条件を盛り込むことが必要である。また、以前介護福祉士の資

格取得にかかる費用の貸付制度を行っていた。ただし、償還しないなどの事例もあったことから、介護資格の取得費用にかかる支援については慎重な態度をとっていた。

大石会長：介護人材雇用の取り組みについては国や都の補助金制度等はあるのか。

介護保険課：社会福祉法等の改正がなされた結果、取り組みに対する補助金制度ができる可能性はある。法改正の動きは本区にとって、助成制度構築の追い風となる。

大石会長：介護職員初任者とはホームヘルパーのことか。

介護保険課：資格制度の改正があり、ホームヘルパー1～3級等が、介護職員初任者研修となった。

D委員：試験はないのか。

介護保険課：研修の最後に修了試験がある。

B委員：受講後、認定証のようなものが交付されるのか。

介護保険課：受講の修了証が交付される。

大石会長：介護者を抱える者への支援や取り組み、元気な高齢者の介護分野での活用についてはどう考えるか。

介護保険課：介護人材雇用促進事業の内容ではないが、取り組むべき重要なことであると考えている。また、元気高齢者の雇用機会の拡大も重要であると考えている。

3 その他

4 閉会